

(別紙)

御意見の要旨	件数	御意見に対する回答
これまで押印により確認を行っていた本人確認や届出内容の真実性の確保について、押印を廃止する代わりにどのように行うのか、自治体による運用に差が生じないように、通知やガイドラインを策定する等、何らかの形で環境省から具体的に示していただきたい。	2	押印がない場合の真正性担保措置については、以下の参考に記載したような手段により真正性を担保することを想定しております。 (参考) 地方公共団体における押印見直しマニュアル (内閣府 令和2年12月18日) 押印を代替する手段の例 (1) 継続的な関係がある者の e メールアドレスや既登録 e メールアドレスからの提出 (2) 本人であることが確認された e メールアドレスからの提出 (本人であることの確認には別途本人確認書類のコピー等のメール送信を求めることなどが考えられる) (3) 本人であることを確認するための書類 (マイナンバーカード、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書等) のコピーや写真の PDF での添付 (4) 電話やウェブ会議等による本人確認 (5) 実地調査等の機会における確認
環境法令全般の届出について電子申請が行える共通システムを構築していただきたい。	2	いただいた御意見は今回の意見公募の対象ではございませんが、今後の行政手続のオンライン化に向けた検討の参考にさせていただきます。
改正対象条項等から身分証明書様式が外されているが、身分証明書についての押印はどのように考えているのか。	1	今回の改正は「所管する行政手続等のうち、国民や事業者等に対して押印を求めているもの」に係る様式の押印についてのものであり、御指摘の身分証明書への行政機関の押印の取扱いについては、引き続き検討を行ってまいります。
届出において、押印を廃止した後の原本の識別や管理についてはどのように考えているのか。	1	各行政機関における運用に係る内容であり、また既に行政機関の内部システムを構築しているなど、受領する行政機関ごとに状況が異なるため、一概にお答えすることは困難ですが、例えば、メールで文書を受け付ける際に、受理日を電子データに記載して管理する方法もあると考えております。

<p>届出をオンライン手続き出来るようにした場合、届出書の提出部数等はどうなるのか。</p>	<p>1</p>	<p>紙による提出においては複数の部数を求めている手続であっても、オンラインにより提出した場合には一度提出すれば複数部数提出したものとみなすものと考えております。</p>
<p>書面での押印（又は署名）の廃止には反対である。押印（印章を生じさせる。）又は署名は、その存在により、刑法等で特別な扱いをされる事になるものであるが、これを伴う事は、正当性・公正性の確保に有用であるので、押印又は署名は必要と考える。</p>	<p>1</p>	<p>法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して押印を求めている行政手続については、「経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）」及び「規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）」に基づき、各府省は、原則として全ての見直し対象手続について、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正を行う（年内の対応が困難なものについては見直しの方針を明らかにする）こととされており、本省令案では上記方針に沿って改正を行うものです。なお、これらの閣議決定については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から押印等について制度の見直しを行うよう要望があったことを受けて、検討を行った結果を踏まえて取りまとめられたものです。</p> <p>押印を廃止しても、適切な代替策を取れば文書の真正性の確保は可能だと考えておりますが、仮に文書の改ざん等法令違反となる行為がなされた場合には、法令に従い、引き続き厳正に対処してまいります。</p>
<p>公務所職員が作成・保有・携行・提示・送付する等して用いる書類・様式については、その偽造等へのハードルを高くするために、「公務所若しくは公務員の印章若しくは署名」が必要であると考えます。</p>	<p>1</p>	<p>今回の改正は「所管する行政手続等のうち、国民や事業者等に対して押印を求めているもの」に係る様式の押印についてのものであり、いただいた御意見は今回の意見公募の対象ではございませんが、今後の検討の参考にさせていただきます。</p>